「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針」 要約版

令和5年1月30日 内閣府防災

1 本指針の趣旨等



本指針策定の背景と目的

- 激甚化・頻発化する災害に対して、災害時における個人情報の適正な取扱いや迅速な活用は、救命・救助、きめ細やかな被災者支援のために重要である。令和3年度(2021年度)の個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という。)の改正により地方公共団体の個人情報保護制度を取り巻く環境が変化する中、「デジタル・防災技術ワーキンググループ」において、防災分野における個人情報の取扱い指針に関する提言がなされたところ。
- 活用判断をする地方公共団体が判断に迷った際、**その判断に資するような内容を志向**。

本指針の基本的な考え方

本指針においては、以下の2点を基本的な方針としている。

- ① 発災当初の72時間が人命救助において極めて重要な時間帯であるため、積極的な個人情報の活用を検討すべきであること。
- ② 一方で、個人情報の活用においては、個人情報保護法や災害対策基本法に則り、個人の権利利益を保護する 必要があること。例えばDVやストーカー行為の被害者等、特に個人の権利利益を保護する必要がある者には十分な配慮が必要であること。

2. 個人情報の基本的な考え方



防災分野における個人情報の取扱いについても、個人情報保護法の規定が適用される。地方公共団体の機関につ いては、「行政機関等」(個人情報保護法第2条第11項)に該当し、行政機関等の義務等に関する個人情報保護 法第5章の規定を順守する必要がある(図1)。

また、本指針においては、「行政機関等」に限らず、民間事業者についても一部記載している。民間事業者が「個人 情報データベース等」(個人情報保護法第16条第1項)を事業の用に供している場合には、「個人情報取扱事業 (同条第2項) に該当し、個人情報保護法第4章の規定を順守する必要がある(図2)。

【個人情報】

生存する個人に関する情報で、 特定の個人を識別することができるもの

(例:1枚の名刺)

【保有個人情報】

役職員が職務上作成・取得し、役職員が 組織的に利用するものとして保有する、 行政文書又は法人文書に記録されるもの

→体系的に構成(分類・整理等)され、 容易に検索できる個人情報のみならず、 いわゆる散在情報も含む

① 保有・取得に関するルール

- 法令の定めに従い適法に行う事務又は業務を遂行するため 必要な場合に限り、保有する。
- 利用目的について、具体的かつ個別的に特定する。
- 利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有できない。
- 直接書面に記録された個人情報を取得するときは、本人 に利用目的をあらかじめ明示する。
- 偽りその他不正の手段により個人情報を取得しない。
- 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある 方法により利用しない。
- 苦情等に適切・迅速に対応する。

② 保管・管理に関するルール

- 過去又は現在の事実と合致するよう努める。
- 漏えい等が生じないよう、安全に管理する。
- 従業者・委託先にも安全管理を徹底する。
- 委員会規則で定める漏えい等が生じたときには、委員会に 対して報告を行うとともに、本人への通知を行う。

③ 利用・提供に関するルール

- 利用目的以外のために自ら利用又は提供してはならない。
- 外国にある第三者に提供する場合は、当該提供について、 参考情報を提供した上で、あらかじめ本人から同意を得る。

④ 開示請求等への対応に関するルール

本人から開示等の請求があった場合はこれに対応する。

【個人情報ファイル】

容易に検索できるよう体系的に構成 したもの(電算機又はマニュアル処理

⑤ 通知・公表等に関するルール

- 個人情報ファイルを保有する場合に委員会へ通知する。
- 個人情報ファイル簿を作成・公表する。

図1. 個人情報保護法第5章の主な規定

(参考)

【行政機関等に係るガイドライン等】

- 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(行政機関等編)
- 個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)
- 個人情報の保護に関する法律についてのQ&A (行政機関等編)

【個人情報】

生存する個人に関する情報で、 特定の個人を識別することができるもの

(例:1枚の名刺)

【個人データ】

個人情報データベース等を構成する 個人情報

→体系的に構成(分類・整理等)され、 容易に検索できる個人情報

(例:名刺管理ソフト内の1枚の名刺)

① 取得・利用に関するルール

- 利用目的を特定して、その範囲内で利用する
- 利用目的を通知または公表する。
- 偽りその他不正の手段により個人情報を取得しない。
- 要配慮個人情報の取得は、原則として、あらかじめ本人から同意を
- 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法に より利用しない。
- 苦情等に適切・迅速に対応する。

② 保管・管理に関するルール

- データ内容を正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要 がなくなったときは消去するように努める。
- 漏えい等が生じないよう、安全に管理する。
- 従業者・委託先にも安全管理を徹底する。
- 委員会規則で定める漏えい等が生じたときには、委員会に対して 報告を行うとともに、本人への通知を行う。

③ 第三者提供に関するルール

- 第三者に提供する場合は、あらかじめ本人から同意を得る。
- 外国にある第三者に提供する場合は、当該提供について、参考 情報を提供した上で、あらかじめ本人から同意を得る。
- 第三者に提供した場合・第三者から提供を受けた場合は、一定 事項を記録する。

【保有個人データ】

開示、訂正、利用停止、消去等の 権限を有する個人データ

④公表事項・開示請求等への対応に関するルール

- 事業者の名称や利用目的、開示等手続などについて事項を公
- 適用の特例を受ける法人・機関・業務であっても、開示請求につ いては、公的部門の規律が適用される。

図2. 個人情報保護法第4章の主な規定

(参考)

【個人情報取扱事業者等に係るガイドライン等】

- 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)
- 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(外国にある第三者への提供編)
- 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(第三者提供時の確認・記録義務編)
- ・個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(仮名加工情報・匿名加工情報編)
- 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン (認定個人情報保護団体編) • 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関するQ&A

個人情報の基本的な考え方

<u>(行政機関等が個人情報を保有・取得・利用・提供する際に検討を要する主な規律の概要(原則))</u>



行政機関等が個人情報を保有・取得・利用・提供する際には個人情報保護法の以下の規律が適用される。 行政機関等が個人情報を保有するに当たっては、**法令(条例を含む。)の定める所掌事務または業務を遂行する** ために必要な場合に限り、かつ利用目的を適切に特定する必要があり、その特定した利用目的の範囲内で保有個人 情報を利用・提供することが原則である(個人情報保護法第61条第1項、第69条第1項)。

保有に関する規律

- 行政機関等は、**法令の定めに従い適法に行う事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り**、個人情報を保有することができる。 (法第61条第1項)
- 行政機関等は、個人情報の利用目的について、当該個人情報がどのような事務又は業務の用に供され、どのような目的に使われるかをできるだけ具体的かつ個別的に特定しなければならない。(法第61条第1項)
- 行政機関等は、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。そのため、個人情報が保有される個人の範囲及び個人情報の内容は、利用目的に照らして必要最小限のものでなければならない。(法第61条第2項)

取得・利用・提供に関する規律

- 行政機関等は、本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された当該本人の個人情報を取得するときには、本人が認識することができる適切な方法により、本人に対し、利用目的をあらかじめ明示しなければならない。(法第62条)
- 行政機関の長等は、**違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない**。 (法 第63条)
- 行政機関の長等は、**偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない**。(法第64条)
- 行政機関の長等は、利用目的の達成に必要な範囲内で、**保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければなら** <u>ない</u>。 (法第65条)
- 行政機関の長等は、「法令に基づく場合」を除き、<u>利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはなら</u>ない。 (法第69条第1項)

個人情報の基本的な考え方

<u>(行政機関等が個人情報を保有・取得・利用・提供する際に検討を要する主な規律の概要(例外))</u>



例外的に、利用目的以外の目的で利用・提供することについては、法令に基づく場合を除き、同法第69条第2項 各号の規定に該当する場合に限って認められることとなる。これは、行政機関等による防災業務における個人情報の取扱いについても同様である。

1) 既存の利用目的の範囲内での利用・提供 【原則】

2) 他の法令に基づく利用目的以外の目的の利用・提供

● 行政機関の長等は、「法令に基づく場合」を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。 (法第69条第1項)

3) 利用目的の変更による利用・提供

恒常的な利用・提供

● 行政機関等が個人情報の利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えてはならない。 (法第61条第3項)

4) 例外措置としての利用目的以外の目的の利用・提供

臨時的な利用・提供

- 行政機関の長等は、次のいずれかに該当すると認めるときは、**利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供することが** できる。ただし、これらに該当する場合であっても、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、利用し、 又は提供することができない。(法第69条第2項)
 - ① 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき(同項第1号)
 - ② <u>行政機関等が法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき(同項第2号)</u>
 - ③ <u>他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、提供を受ける者が法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用</u>し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき(同項第3号)
 - ④ ①から③までに記載する場合のほか、専ら<u>統計の作成</u>又は<u>学術研究</u>の目的のために保有個人情報を提供するとき、<u>本人以外の者に</u> 提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき(同項第4号)

2. 災害対策基本法の規定について(避難行動要支援者名簿・個別避難計画、被災者台帳)



災害対策基本法においては、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難の確保や被災者支援を目的とし、個人情報の取扱いを特別に規定している。具体的には、避難行動要支援者に関し、名簿情報の利用及び提供(災害対策基本法第49条の11)・個別避難計画情報の利用及び提供(災害対策基本法第49条の15)、被災者台帳の作成、台帳情報の利用及び提供(災害対策基本法第90条の3、4)があげられる。

避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針

平成25年8月 (令和3年5月改定) 内閣府(防災担当) 被災者台帳の作成等に関する実務指針

平成29年3月 内閣府(防災担当)

3. 個別事例について



事例の抽出に当たって

主に**災害対応に知見を有する地方公共団体を対象としたアンケート調査やヒアリングにより、事例を作成**(組み合わせ・補足等を実施)。

事例No.	事例概要		
事例1	河川カメラを活用した避難誘導		
事例2	災害対策本部室の大型モニターでの映像共有		
事例3	ドローンの映像を情報共有システムで共有		
事例4	一時滞在施設における帰宅困難者名簿の提供(施設管理者が民間事業者の場合)		
事例5	一時滞在施設における帰宅困難者名簿の提供(施設管理者が地方公共団体の場合)		
事例6	応急仮設住宅の入居者への生活支援・見守り・心のケア支援等		
事例7	外国人支援のための避難者名簿提供		
事例8	避難者の無事をFMラジオで周知		
事例9	安否不明者の氏名等の公表		
事例10	被災した可能性のある方の名簿提供		
事例11	車のナンバープレートから特定した安否不明者の名簿提供		
事例12	ハザードマップと避難行動要支援者名簿に記録等された情報の重ね合わせ		
事例13	災害時における避難行動要支援者の名簿情報及び個別避難計画情報の提供		
事例14	平時における避難行動要支援者の名簿情報及び個別避難計画情報の提供		
事例15	都道府県と市町村間における被災者台帳の共有		

事例1 河川カメラを活用した避難誘導



【事例の概要】

個人が映り込んだ河川カメラの映像を、当該個人の避難誘導のために、警察や消防機関等に提供してもよいか。

事例のポイント

第1 災害対応機関への提供等を利用目的として特定している場合

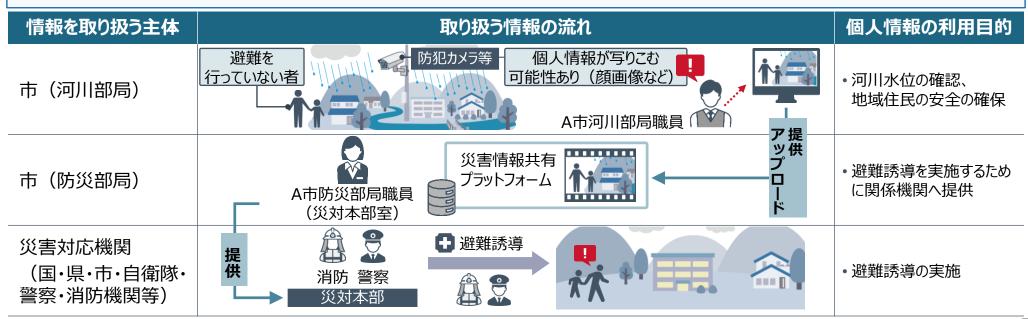
地方公共団体が災害時や災害が発生するおそれがある時に撮影したカメラの情報を、避難誘導等の災害対応へ活用する場合、**利用目的に含めておけば、個人が 映り込んでいる情報であっても利用目的内として災害対応機関へ提供できる** (個人情報保護法第61条第1項、第69条第1項) 。
このため、河川カメラの映像等について、災害対応機関へ提供すること等を利用目的に含めることが望ましい。

第2 災害対応機関への提供等を利用目的として特定していない場合

(1) 行政機関等の災害対応機関へ共有する場合

災害対応機関(個人情報保護法第69条第2項第3号に列挙されている機関等に限る。)が、避難誘導すべき個人が映り込んでいる情報を、<u>当該個人の避難</u> 誘導に活用するため、当該情報を保有している地方公共団体の機関が災害対応機関に提供できると判断することは妥当である(「相当の理由があるとき」(個 人情報保護法第69条第2項第3号)に該当。)。

- (2) (1) 以外の災害対応機関へ共有する場合
- (1)以外の災害対応機関において災害対応を行う場合は、個人が映り込んでいる情報を指定公共機関へ提供できると当該情報を保有している地方公共団体の機関が判断することは妥当である(「明らかに本人の利益になるとき」(個人情報保護法第69条第2項第4号)に該当。)。



※ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない(個人情報保護法第69条第2項ただし書)。フ

事例2 災害対策本部室の大型モニターでのドローン映像の共有



【事例の概要】

被害状況把握のために撮影したドローン映像に個人が映り込んでいる場合、当該映像を災害対策本部室の大型モニターで共有してもよいか。

事例のポイント

第1 災害対応機関への提供等を利用目的として特定している場合

地方公共団体が災害時や災害が発生するおそれがある時に撮影したドローンやウェアラブルカメラ等の情報を、避難指示等の実施判断、救助部隊の配置判断、二次災害が発生する可能性の判断等へ活用するため他の災害対応機関へ共有することが想定される場合、**利用目的に含めておけば、個人が映り込んでいる情報であっても利用目的内として災害対応機関へ提供できる**(個人情報保護法第61条第1項、第69条第1項)。 このため、ドローンで撮影した画像等について、災害対応機関等へ共有することを利用目的に含めることが望ましい。

第2 災害対応機関への提供等を利用目的として特定していない場合

(1) 行政機関等の災害対応機関へ共有する場合

災害対応機関(個人情報保護法第69条第2項第3号に列挙されている機関等に限る。)が、個人情報が映り込んでいる映像を用いて避難指示等の実施判断、救助部隊の配置判断、二次災害が発生する可能性の判断が必要な場合は、**当該情報を保有している地方公共団体の機関が災害対応機関に情報提供できると判断することは妥当**である(「相当の理由があるとき」(個人情報保護法第69条第2項第3号)に該当。)。

- (2) (1) 以外の災害対応機関へ共有する場合
- (1)以外の災害対応機関において災害対応を行う場合は、個人が映り込んでいる情報を指定公共機関へ提供できると当該情報を保有している地方公共 団体の機関が判断することは妥当である(「特別の理由があるとき」(個人情報保護法第69条第2項第4号)に該当。)。

情報を取り扱う主体	取り扱う情報の流れ	個人情報の利用目的
市(防災部局)	ドローン等での撮影 個人情報が写りこむ 可能性あり(顔画像など)	
市(防災部局)	内部利用 ドローン等で撮影した映像・画像を保管	避難指示等の実施判断救助部隊の配置判断危険地域や二次災害の発生の可能性判断
災害対応機関 (国・県・市・自衛隊・警 察・消防機関等)	映像・画像を閲覧し、 人の生命、身体の保護に係る 判断に活用	8

事例3 ドローンの映像を災害情報共有システムで共有



【事例の概要】

被害状況調査のために撮影したドローン映像に個人が映り込んでいる場合、当該映像を災害情報共有システムにアップロードして、システ ムを閲覧できる者と共有してもよいか。

事例のポイント

第1 災害対応機関への提供等を利用目的として特定している場合

地方公共団体が災害時や災害が発生するおそれがある時に撮影したドローンやウェアラブルカメラ等の情報を、避難誘導等の災害対応へ活用することが想定される場合、利 用目的に含めておけば、個人が映り込んでいる情報であっても利用目的内として災害対応機関へ情報提供できる(個人情報保護法第61条第1項、法第69条第1項)。 このため、ドローンで撮影した映像等について、災害対応機関へ提供すること等を利用目的に含めることが望ましい。

第2 災害対応機関への提供等を利用目的として特定していない場合

(1) 行政機関等の災害対応機関へ共有する場合

災害対応機関(個人情報保護法第69条第2項第3号に列挙されている機関等に限る。)が、避難指示等の実施判断、救助部隊の配置判断、二次災害が発生す る可能性の判断が必要な場合は、個人が映り込んでいる情報を保有している地方公共団体の機関が災害対応機関へ提供できると判断することは妥当である(「相当 の理由があるとき」(個人情報保護法第69条第2項第3号)に該当。)。

(2) (1) 以外の災害対応機関へ共有する場合

(1)以外の災害対応機関において災害対応を行う場合は、個人が映り込んでいる情報を指定公共機関へ提供できると**当該情報を保有している地方公共団体の機** 関が判断することは妥当である(「特別の理由があるとき」(個人情報保護法第69条第2項第4号)に該当。)。

情報を取り扱う主体	取り扱う情報の流れ	個人情報の利用目的
市(防災部局)	ドローン等での撮影 個人情報が写りこむ 可能性あり(顔画像など)	
市(防災部局)	アウッ部プ利ロ用 災害情報共有システムドローン等で撮影した映像・画像をシステムで情報共有	避難指示等の実施判断救助部隊の配置判断危険地域や二次災害の発生の可能性判断
災害対応機関 (国・県・市・自衛隊・警 察・消防機関等)	映像・画像を閲覧し、 人の生命、身体の保護に係る 判断に活用	9

事例4 一時滞在施設における受入者名簿の提供(施設管理者が民間事業者の場合)



【事例の概要】

受入者名簿(一時滞在者施設を管理する民間事業者が作成)に記載された個人情報を地方公共団体は提供してもらえるのか。

事例のポイント

第1 本人同意を取得している場合(原則)

一時滞在施設の管理者である民間事業者が、個人データを地方公共団体へ提供することについて、**利用目的として特定の上**、当該利用目的を明示し、**本人同意を取得している場合は、地方公共団体へ情報提供して差し支えないと判断することは妥当**である(個人情報保護法第21条第2項、第27条第1項第1号・第2号)。

当該民間事業者が、こうした手続を適切かつ円滑に行えるよう、例えば、協定の内容に盛り込む等により、平時から地方公共団体側から働きかけておくことが望ましい。

第2 本人同意を取得できない場合(例外)

一時滞在施設の管理者である民間事業者が、個人データの提供について、帰宅困難者本人の同意を得ていない場合であって、地方公共団体が当該民間事業者に対し、被災者の安否確認等のために帰宅困難者の個人データの提供を求める場合については、地方公共団体が、災害対策基本法第86条の15第1項の規定に基づき被災者の安否に関する照会に回答するため、同条第4項の規定に基づき被災者に関する情報の提供を求める場合のほか、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき等、一定の要件を満たす場合には、当該民間事業者は、地方公共団体へ情報提供して差し支えないと判断することは妥当である(個人情報保護法第27条第1項各号)。

情報を取り扱う主体	取り扱う情報の流れ	個人情報の利用目的
民間事業者 (一時滞在施設の管理者)	帰宅困難者 作成 帰宅困難者受入名簿 管理 → 記録保管 名簿作成 (氏名、住所)	・事後的なトラブルや救済措置等を想定した記録の整備のため例)建物に起因する損害賠償の訴訟リスクや、物資支給等に対する財政支援の可能性等
市(防災部局)	は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	国への対応状況報告や、災害 救助法が適用された場合に施 設の収容状況等を報告する等 の事務を実施するため円滑な応急対応業務や、他の 市区町村からの安否確認への 対応等のため

事例5 一時滞在施設における受入者名簿の提供(施設の管理者が地方公共団体の場合)



【事例の概要】

受入者名簿(一時滞在施設管理者である地方公共団体が作成)を他の地方公共団体等に提供してもよいか。

事例のポイント

第1 他の地方公共団体等への情報提供を利用目的として特定し、本人にその利用目的を明示している場合

帰宅困難者の情報については、一時滞在施設の管理者である地方公共団体における内部利用のみならず、国や帰宅困難者の居住地である他の地方公共 団体等へ情報提供する可能性がある。国や帰宅困難者の居住地である**地方公共団体への情報提供等を含めた利用目的を定めておけば、利用目的内として他の地方公共団体等への情報提供を行うことができる**(個人情報保護法第61条第1項、法第69条第1項)。

このため、他の地方公共団体等へ情報提供することを利用目的に含めることが考えられるが、帰宅困難者本人から直接書面により個人情報を取得する際には、原則として帰宅困難者本人への利用目的の明示が必要となる(個人情報保護法第62条)。

第2 他の地方公共団体等への情報提供を事前に利用目的として特定していなかった場合

個人情報の利用目的として特定していなかった場合であっても、当該個人情報を保有する地方公共団体が、災害対策基本法第86条の15第1項の規定に 基づく被災者の安否情報についての照会に回答する場合 (個人情報保護法第69条第1項)や、本人の同意を取得した場合 (個人情報保護法第69条第2項第1号)、個人情報の提供を受ける地方公共団体等が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で当該個人情報を利用し、かつ利用することについて相当の理由があるとき (個人情報保護法第69条第2項第3号)については、当該情報を保有する地方公共団体が、他の地方公共団体へ情報提供して差し支えないと判断することは妥当である。

情報を取り扱う主体	取り扱う情報の流れ	個人情報の利用目的
市の一時滞在施設 (地方公共団体管轄施設) 例:公共施設(公立学校等)	帰宅困難者 作成 帰宅困難者受入名簿 管理 → 記録保管名簿作成 (氏名、住所)	・事後的なトラブルや救済措置等を想定した記録の整備のため例)建物に起因する損害賠償の訴訟リスクや、物資支給等に対する財政支援の可能性等
市(防災部局)	は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	・国への対応状況報告や、災害 救助法が適用された場合に施 設の収容状況等を報告する等 の事務を実施するため ・円滑な応急対応業務や、他の 市区町村からの安否確認への 対応等のため

事例6 応急仮設住宅の入居者への生活支援・見守り・心のケア支援等



【事例の概要】

応急仮設住宅の入居希望申込書に記載された個人情報を、入居者への生活支援・見守り等のために、民間事業者に提供してもよいか。

事例のポイント

第1 利用目的として特定し、本人にその利用目的を明示している場合

地方公共団体は、個人情報を保有する際に、地方公共団体における内部利用のみならず、応急仮設住宅入居者への生活支援・見守り等のために民間事業者に情報提供する可能性がある。民間事業者による入居者への生活支援・見守り等の各種支援を行うために、民間事業者に情報提供する旨を利用目的として特定しておくことで、各主体(本事例では委託事業者。)への提供を行うことが可能となる(個人情報保護法第61条第1項、第69条第1項)。本事例では、入居希望者本人から直接書面により個人情報を取得することとなるため、入居希望者への利用目的の明示が必要となる(個人情報保護法第62条)。

第2 民間事業者への情報提供を利用目的として特定していなかった場合

民間事業者による入居者への生活支援・見守り等の各種支援を行うために、民間事業者への情報提供を事前に利用目的として特定していなかった場合、事後的に入居者への各種支援を実施するにあたり、個人情報の提供が必要となった場合は、<u>当初の利用目的以外の目的で外部に情報提供を行うことになるため、本人の同意を取得する等の検討が必要となる(個人情報保護法第69条第2項第1号・第4号)。</u>

情報を取り扱う主体	取り扱う情報の流れ			個人情報の利用目的	
市(福祉部局)	応急仮設住宅への 入居希望者 作成-		応急仮設住宅への 入居希望申込書	避難者への各種支援を 実施するため	
	$\Pi \Pi \Pi \Pi \Pi \Pi$		(氏名、住所、性別)	支援内容 生活相談、訪問	主たる支援者
 民間事業者				ボカイロの、から 活動、見守り活動、 心のケア活動、 健康管理	NPO・社会福祉 協議会・民間企 業
CID争業も (NPO・社会福祉協議 会・民間企業)	応急仮設住宅	利用		生活再建支援、 被災者に対する情 報発信	市区町村
	広川尹未 1		(氏名、住所、性別)		12

事例7 外国人支援のための避難者名簿提供



【事例の概要】

外国人避難者の支援のため、地方公共団体は外国人の避難者名簿を災害多言語支援センターに提供してもよいか。

事例のポイント

第1 災害多言語支援センターへの情報提供を利用目的として特定し、本人にその利用目的を明示している場合

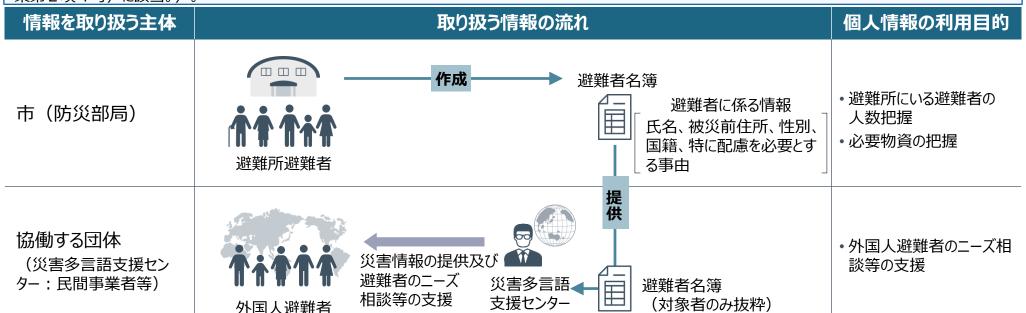
地方公共団体は、個人情報を保有する際に、災害多言語支援センターへの情報提供、災害多言語支援センターによって避難者へニーズ相談等の各種支援を行う 旨を**利用目的として特定しておくことで、各主体(本事例では、災害多言語支援センター。)への提供を行うことが可能**となる(個人情報保護法第61条第1項、 第69条第1項)。

このため、災害多言語支援センターへ提供すること等を利用目的に含めておくことが望ましい。

本事例では、避難者本人から直接書面により個人情報を取得することとなるため、避難者への利用目的の明示が必要となる(個人情報保護法第62条)。

第2 災害多言語支援センターへの情報提供を利用目的として特定していなかった場合

災害多言語支援センターへの情報提供を利用目的として特定していなかった場合及び避難者への明示が困難な場合であっても、避難者への各種支援を実施するために個人情報の提供が必要で、かつ、人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合があるときは、利用目的以外の目的による利用・提供として災害多言語支援センターへ情報提供できると、当該情報を保有する地方公共団体が判断することは妥当である(「明らかに本人の利益になるとき」(個人情報保護法第69条第2項4号)に該当。)。



事例8 避難者の無事をFMラジオで周知



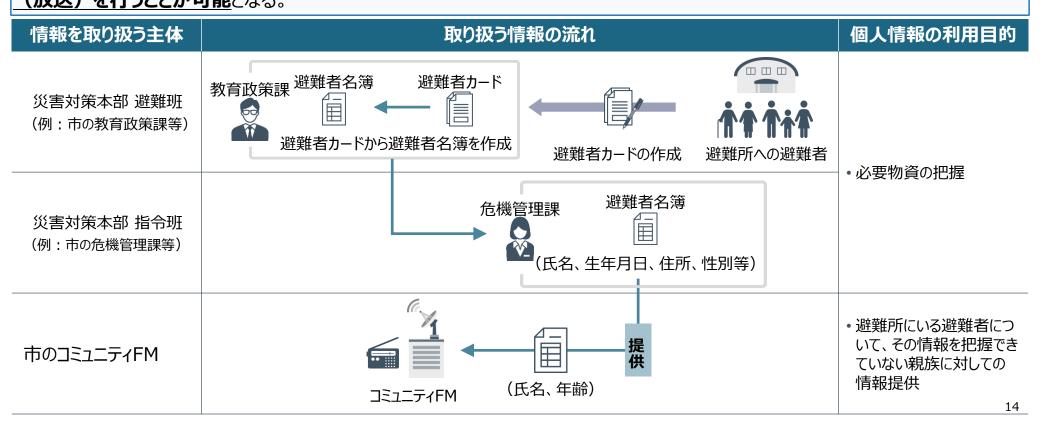
【事例の概要】

地域住民に避難者の無事を周知するため、避難所にいる避難者の氏名と年齢をコミュニティFMで放送してもよいか。

事例のポイント

第1 原則として本人同意の取得が必要

民間放送事業者は第三者への提供(放送)に当たって、原則本人同意が必要とされている(個人情報保護法第27条第1項)。しかしながら、民間放送事業者が、第三者への提供について、避難者毎に本人同意を得ることは実態として困難である。地方公共団体は、避難者が避難所に入り、避難者カードに記載するタイミングで、民間放送事業者が取得する必要がある、放送に関する本人の同意について代行して取得することが可能である。**この同意取得により、民間放送事業者が、第三者への提供**(放送)を行うことが可能となる。



事例9 安否不明者の氏名等の公表



【事例の概要】

災害発生時、捜索対象者となる安否不明者の特定に向け、安否情報の提供を呼びかけるために、安否不明者の名簿を公表してもよいか。

事例のポイント

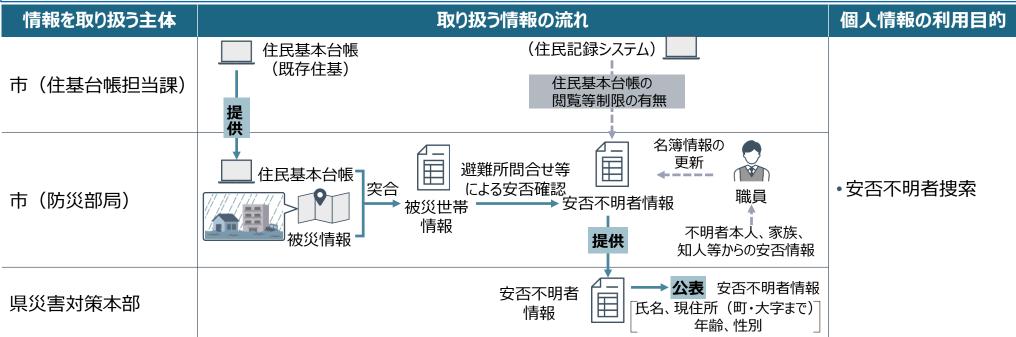
第1 安否不明者の名簿の公表を利用目的として特定している場合

都道府県は、市町村から安否不明者の名簿の提供を受けるときに、救助活動の効率化・円滑化のために安否不明者を絞り込む必要がある場合には安否不明者の氏名等を公表する旨を**利用目的に含めておけば、利用目的内として公表できる**(個人情報保護法第61条第1項、第69条第1項)。

このため、救助活動の効率化・円滑化のために安否不明者を絞り込む必要がある場合には安否不明者の氏名等を公表することを、利用目的に含めることが望ましい。

第2 安否不明者の名簿の公表を利用目的として特定していない場合

救助活動を効率化・円滑化するため、安否不明者を絞り込む必要があると認められる場合には、<u>人命第一の観点から、その公益性及び緊急性</u> <u>に鑑み、安否不明者の氏名等の公表を行うことができる</u>と判断し得る。(「特別の理由があるとき」(個人情報保護法第69条第2項第4号)に 該当)。



事例10 被災した可能性のある方の名簿提供



【事例の概要】

住民基本台帳情報から作成した被災した可能性のある方の名簿を、救助活動のために、自衛隊、警察、消防機関に提供してもよいか。

事例のポイント

第1 災害対応機関への提供について利用目的として特定している場合

地方公共団体が、被災した可能性がある方の名簿を作成し、名簿を災害対応機関へ提供することが想定される場合、<u>利用目的に含めておけば、利用目的内とし</u> <u>て災害対応機関へ情報提供できる</u>(個人情報保護法第61条第1項、第69条第1項)。

このため、被災した可能性がある方の名簿について、災害対応機関へ提供すること等を利用目的に含めることが望ましい。

第2 災害対応機関への提供について利用目的として特定していない場合

(1) 行政機関等の災害対応機関へ提供する場合

被災地現場において、自衛隊、警察、消防機関その他これに準ずる機関は、被災者の捜索及び救助活動の中心的な役割を果たしており、そのような活動の権限や知見、責任を有する機関である。このような機関への情報提供は、迅速な人命救助に資するという観点で公共性、緊急性、非代替性を有するため、人の生命、身体又は財産の保護のため個人情報の利用・提供が必要な場合は「相当な理由があるとき」(個人情報保護法第69条第2項第3号)に該当し、これらの団体へ提供可能である。

(2) (1) 以外の災害対応機関へ提供する場合

指定公共機関等が、被災した可能性のある方の名簿を用いて、救助活動をはじめとした災害対応をする必要があり、**人の生命、身体又は財産の保護のため個** 人情報の利用・提供が必要な場合は、当該情報を保有している地方公共団体の機関が、当該情報を提供できると判断することは妥当である(個人情報保護 法第69条第2項第4号の「明らかに本人の利益になるとき」に該当。)。

情報を取り扱う主体	取り扱う情報の流れ	個人情報の利用目的
市(住基台帳担当課)	住民基本台帳 住民基本台帳法第7条で定められた項目 (氏名、生年月日、性別、住所等)	• 市町村(特別区を含む。 以下同じ。)において、 住民の居住関係の公証、
市(防災部局等)	利用 被災地に所在していたと想定される 被災者の名簿 (氏名、生年月日、住所、性別)	選挙人名簿の登録その他の 住民に関する事務の処理の 基礎とする
自衛隊・警察 消防機関	提供 被災地に所在していたと想定される 被災者の名簿 (氏名、生年月日、住所、性別) ※ 安否確認・救助活動に必要最低限度の情報	被災地域住民の安否確認・ 救助活動安否情報問合せに対する回答

事例11 車のナンバープレートから特定した安否不明者の名簿提供



【事例の概要】

車のナンバープレートから特定した安否不明者名簿を、他の地方公共団体に対して提供してもよいか。

事例のポイント

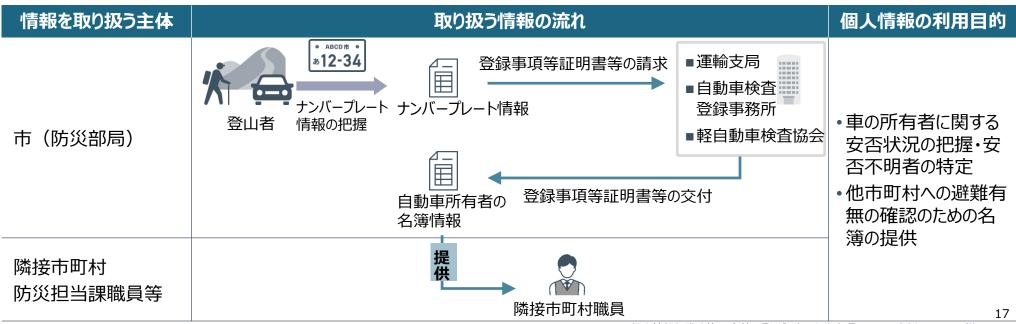
第1 近隣市町村への提供等を利用目的として特定している場合

地方公共団体が災害時に、車のナンバープレート情報から取得した登録事項等証明書等に記載された個人情報について、安否確認等の災害対応へ活用することが想定される場合、**利用目的に含めておけば、利用目的内として他の地方公共団体等へ情報提供できる**(個人情報保護法第61条第1項、法第69条第1項)。

このため、他の地方公共団体等へ情報提供すること等を利用目的に含めることが望ましい。

第2 近隣市町村への提供等を利用目的として特定していない場合

人命救助のために一刻も早く安否不明者の特定を行う必要がある場面において、地方公共団体の機関が車のナンバープレート情報から取得 した登録事項等証明書等の個人情報を「他の地方公共団体等に提供することができる」と判断することは妥当である(「相当の理由があるとき」 (個人情報保護法第69条第2項第3号)に該当。)。



事例12 ハザードマップと避難行動要支援者名簿に記録等された情報の重ね合わせ

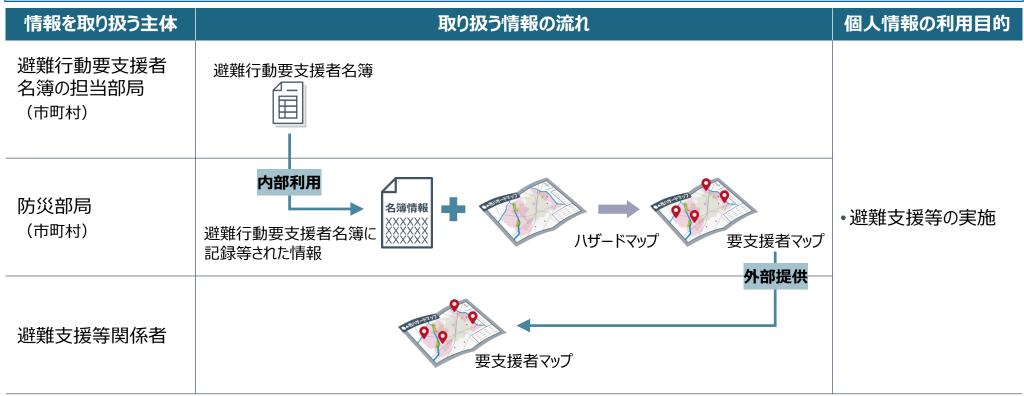


【事例の概要】

避難行動要支援者名簿に記録等された情報とハザードマップを重ね合わせ、要支援者マップを作成し、避難支援等関係者に提供してよいか。

事例のポイント

要支援者マップは、避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報(以下「名簿情報」という。)の全部又は一部の情報とハザードマップ(個人情報は含まれないものとする。以下同じ。)を重ね合わせ作成され、避難支援等の実施に有効と考えられる。この要支援者マップの<u>避難支援等関係者への提供は名簿情報の提供の態様の一つ</u>であり、災害対策基本法第49条の11第2項の規定の趣旨に反するものではないため、**提供して差し支えない**と判断することは妥当である。



事例13 災害時における避難行動要支援者の名簿情報及び個別避難計画情報の提供

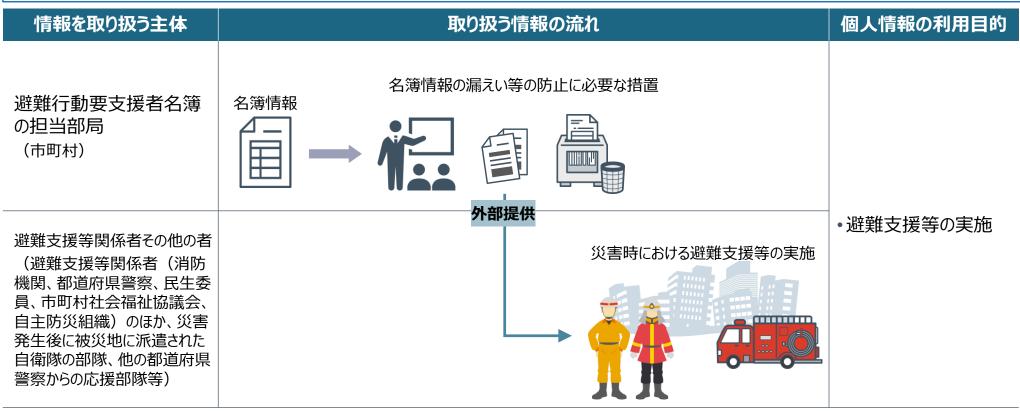


【事例の概要】

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、避難の支援や安否の確認等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者名簿に記録等された情報を提供することは可能か。その際、本人の同意を得る必要はないと考えてよいか。

事例のポイント

災害対策基本法第49条の11第3項において、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、<u>避難行動要支援</u> 者の生命又は身体を災害から保護するため、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に対し提供することは可能 である。この場合、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることは必要としない。



事例14 平常時における避難行動要支援者の名簿情報及び個別避難計画情報の事前提供



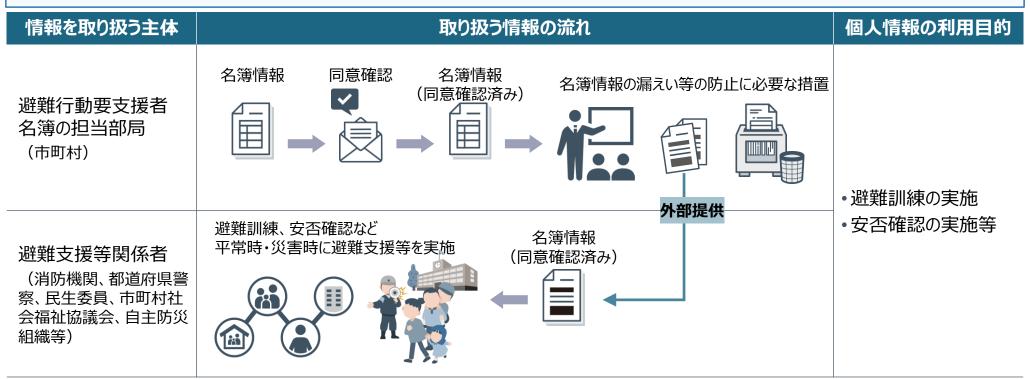
【事例の概要】

避難行動要支援者について避難の支援や安否の確認等を実施するための基礎とするために作成した名簿について、平 常時から避難支援等関係者に提供するものとしてもよいか。

事例のポイント

災害対策基本法第49条の11第2項において、平常時(災害発生に備えた場合)においての名簿情報の提供について規定されている。

避難支援等関係者に対する名簿情報の平常時からの提供は、より積極的に避難支援を実効性のあるものとする等の観点から、市町村の条例において、平常時から名簿情報を外部に提供できる旨の定めがある場合は、本人の同意を要しないこととしているため、市町村の実情に応じ、必要な条例上の対応を検討することが望ましい。



事例15 都道府県と市区町村間における被災者台帳の共有

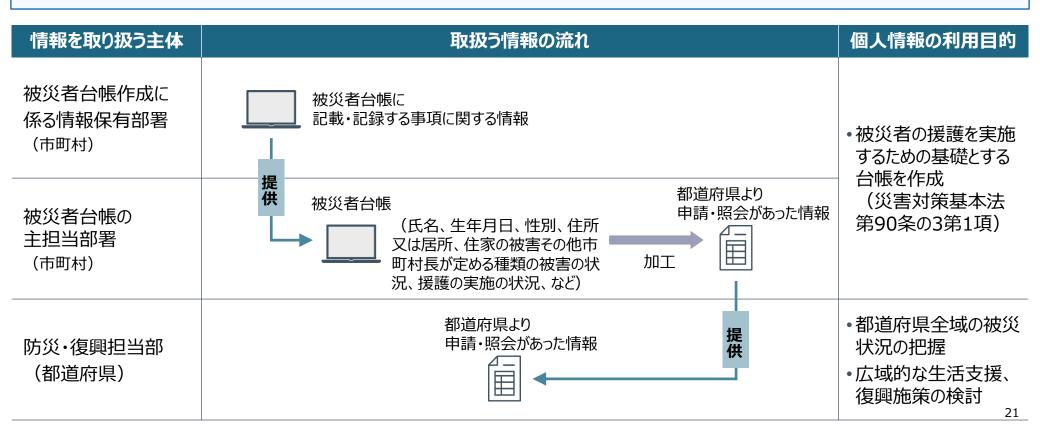


【事例の概要】

都道府県が都道府県全域の被災状況を一元化し、広域的な生活支援、復興施策の検討するため、市町村は被災者 台帳の情報の提供を行ってもよいか。

事例のポイント

災害対策基本法第90条の3第1項、第3項及び第90条の4第1項第3号に基づき、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために、被災者台帳を作成し、**他の地方公共団体に提供、援護に必要な限度で利用す ることが可能**である。



(参考) 災害対策基本法の規定について(安否情報の提供など)



安否情報の提供等の例(災害対策基本法第86条の15)

発災直後、A市(被災地)において被災者の安否確認の対応が発生することが想定された場合、回答の適切な実施に備えるため、 B市(近隣地方公共団体)、消防機関、都道府県警察等に被災者の情報提供を求めることができる。

その際、B市においては、保有している個人情報について、**災害対策基本法第86条の15第4項の規定に基づきA市に提供可能である。**なお、同項は個人情報保護法との関係では同法第69条第1項に規定する「法令に基づく場合」に該当する。

〇災害対策基本法第86条の15のイメージ

- ・照会主体の氏名・住所等
- ・被災者の氏名・住所 等

被災者に関する

情報提供を求めることができる

- ・回答を行うため
- ・回答の適切な実施に備えるため

安否情報の照会をする主体



(被災地) A市防災部局



A市(内部利用) 関係地方公共団体(B市)の長、 消防機関、 都道府県警察 その他の者

- ・被災者の同居親族等(被災者の居所・負傷等の状況、連絡先等)
- ・被災者の職場関係者等(被災者の負傷状況)
- ・被災者の知人等(安否情報の有無)

(※1) 当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を 不当に侵害することのないよう配慮